

介護保険における住宅改修費の支給制度

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険では、介護認定を受けた方にとってより暮らしやすくすることを目的として、下表のいずれかの項目に該当する住宅改修について、その経費の一部を支給しています。

介護保険で支給対象となる住宅改修は？

介護保険において要支援認定または要介護認定を受けている方が、自立して安全に生活できる環境を整えるために行う住宅改修のうち、以下のいずれかの項目に該当するものを対象とします。

● 住宅改修の種類／対象とする住宅改修の詳細

- ▶段差の解消／スロープの設置、敷居の撤去、床のかさ上げ 等
- ▶洋式便器等への便器の取替え／和式便器から洋式便器へ取替え、洋式便器のかさ上げ 等
- ▶手すりの取付け／廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等への手すりの取付け
- ▶滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更／滑りにくい床材への変更、床材の表面の加工 等
- ▶引き戸等への扉の取替え／開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等へ取替え、ドアノブの変更 等
- ▶その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修／手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 等

● 対象となる方 要支援1・2、要介護1～5の介護認定を受けた方

● 支給額 介護認定の区分に関わらず、20万円を限度に住宅改修で支払った額の9割(一定以上の所得がある方は8割または7割)相当額



支給の申請は必ず工事着工前に！

介護保険における住宅改修費の支給を受けるには、**工事着工前に福祉介護課へ事前申請**をする必要があります。申請をする前に着工した場合は住宅改修費支給の対象にはなりませんので、必ず工事の前に担当のケアマネジャー、または事業所所属の福祉住環境コーディネーター等に相談してください。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 【1世帯あたり5万円】のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)は、**住民税均等割非課税世帯**や**令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯**を支援する新たな給付金です。

※この給付金を受給するためには**手続きが必要**です。

● 給付金の支給額 1世帯あたり **5万円**

● 給付金の支給時期 確認書を受理した日から **約4週間後**が目安です。

● 支給対象となる世帯 以下のいずれかにあてはまる世帯

◎世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

⇒令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。(要返送)

◎令和4年1月から12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

⇒申請が必要です。申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

申請期間 令和4年11月10日(木)～令和5年1月31日(火)

申請書配布場所 役場福祉介護課窓口

■ 問合せ 福祉介護課 ☎029-885-0340(内)114 平日午前8時30分～午後5時15分